

1 この申告書の用途等

(1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用します。

※ 地方税法（以下「法」といいます。）第53条第1項及び第72条の26の規定による中間申告の義務がない場合は、この申告書の提出は不要です。

(2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）（本県内に複数の事務所等がある場合は、そのうちの主たる事務所等）所在地の県税事務所に1通を提出してください。

2 記載上の注意

(1) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。

(2) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載します。

(3) 各欄中、「00」とある欄については、その欄に記載する金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて記載します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、本県内に支店等のみを有する場合には、本県内の主たる支店等の所在地も併記してください。
3「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
4「事業種目」	事業の種類を具体的に記載します。（例 電気供給業）なお、2以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
5「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 * 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。
6「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。
7「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人法第23条第1項第4号の2ロに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額
8「前事業年度の法人税割額の明細」（㉓から㉗までの欄）	(1) ㉓から㉗までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ㉓欄には、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑤欄の金額を記載します。 (3) ㉔欄には、㉓欄のかつこ内の金額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉔欄の金額に㉓欄のかつこ外の数値に対する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額）を記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。 (5) 前事業年度（前連結事業年度）中又は当該事業年度（当該連結事業年度）開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に合併があった場合（以下「合併があった場合」といいます。）には、㉓欄から㉗欄まで及び㉘欄から㉚欄までは記載しなくても差し支えありません。
9「予定申告税額 ②」	「前事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。
10「この申告により納付すべき法人税割額②-③ ④」	②欄-③欄の計算結果を記載します。
11「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤」	月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。なお、算定期間（事業年度又は連結事業年度）中に事務所等の新設又は廃止があった場合の月数の計算に当たっては、新設又は廃止の日を含めて計算します。
12「円× $\frac{⑤}{12}$ ⑥」	均等割の税率は下表を参照してください。
13「この申告により納付すべき道府県民税額④+⑥ ⑦」	④欄+⑥欄の計算結果を記載します。
14「前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細」（㉛から㉝までの欄）	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉛欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉛欄の金額を、軽減税率不適用法人は、同様式の㉛欄の金額を記載します。

	<p>(2) 法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分ごとに所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、この申告の期間内の分割基準により算出した本県分の課税標準額を記載します。この場合には、必ず「課税標準額の分割に関する明細書」(第10号様式)を添付してください。</p> <p>※ 「法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合」とは、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、この申告の事業年度において有する事務所等が前事業年度に有していた事務所等と異なるとき又は分割基準の数値が前事業年度の関係都道府県ごとの数値と著しく異なるときをいいます。</p>
15 「所得割額 ⑨」、「付加価値割額 ⑩」、「資本割額 ⑪」又は「収入割額 ⑫」 (「収入割額 ⑫」は、 (1)(3)が該当します。)	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(⑥から⑭までの欄)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p>
16 「所得割額 ⑬」、「付加価値割額 ⑭」、「資本割額 ⑮」又は「収入割額 ⑯」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額(⑮から⑳までの欄)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p>
17 「前事業年度の特別法人事業税額(㉑の金額) ⑰」	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉑欄の金額を記載します。
18 「特別法人事業税額 ⑱」	⑰欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。 ※ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。
19 「予定申告税額 ⑲」	⑨から⑱までの欄と⑱欄の金額の合計額を記載します。
20 「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒」	⑲欄－㉑欄の計算結果を記載します。
21 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉓」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合、第1号様式による届出書に代えようとする場合に記載します。記載する金額は④欄と㉑欄の金額の合計額になります。
22 「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。

＜愛知県における法人県民税均等割の税率＞

区分		税率(年額)
資本金等の額 (前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の金額)	50億円を超える法人	840,000円
	10億円を超え50億円以下の法人	567,000円
	1億円を超え10億円以下の法人	136,500円
	1,000万円を超え1億円以下の法人	52,500円
	1,000万円以下の法人	21,000円
上記以外の法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等)及び人格のない社団又は財団で代表者等の定めのあるもの		21,000円

※ 資本金等の額より資本金の額及び資本準備金の額の合算額が大きい場合は、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」と読み替えます。ただし、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄に出資金の額を記載した場合で資本金等の額より出資金の額が大きいときは、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「出資金の額」と読み替えます。